

公立小・中学校における「共同学校事務室」設置に係る研究委嘱実施要綱

1 目的

事務処理のさらなる効果的な実施や事務体制の強化を目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に、「共同学校事務室」が新たに規定された。この「共同学校事務室」を活用することにより、業務の効率化や事務職員の主体的・積極的な校務運営への参画が求められている。

そこで、本県市町村立小・中学校における「共同学校事務室」設置の在り方について検討を行うため、「共同学校事務室」を設置又は設置予定の市町村教育委員会に対し、具体的な研究課題を設定した実践的な研究を委嘱し、その成果を県内全ての市町村に普及することにより、質の高い学校教育の実現に資することを目的とする。

2 研究課題

(1) 事務運営の効率化・合理化に関する研究

組織的な事務執行やICTの活用など、事務運営の効率化・合理化に関する実践研究

(2) 責任と権限の明確化など組織マネジメントに関する研究

室長及び専決責任者の役割など責任と権限の明確化に関する実践研究

(3) 事務職員の資質向上に関する研究

研修やOJTの実施などによる事務職員の資質向上に関する実践研究

(4) 職務内容の領域に関する研究

事務職員の職務内容の在り方や新たな職務領域に関する実践研究

3 委嘱対象市町村

「共同学校事務室」を設置又は設置予定の市町村教育委員会

4 研究委嘱に係る手続き

(1) 申請

研究委嘱を希望する市町村教育委員会は、「『共同学校事務室』設置に係る研究委嘱申請書（様式1）」により、県教育委員会に対して申請するものとする。

(2) 研究委嘱

県教育委員会は、上記(1)により申請を受け、実践研究を委嘱する場合には、当該市町村教育委員会あて「『共同学校事務室』設置に係る研究委嘱通知書（様式2）」により通知する。

(3) 報告

市町村教育委員会は、「共同学校事務室」設置に係る実践研究の実績、成果等について、実践研究終了後30日以内又は当該年度の年度末のうちいずれか早い日までに、「『共同学校事務室』設置に係る研究委嘱報告書（様式3）」により、県教育委員会に対して報告するものとする。

5 事務職員定数の配当

県教育委員会は、「共同学校事務室」設置に当たり、人的措置が必要である認めるときは、加配措置を行う。

6 費用負担

研究委嘱により発生した費用は、委嘱を受けた市町村の負担とする。

7 委嘱期間

本要綱による研究委嘱期間は1年間とする。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。